

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 通信取引解除権行使における例外適用準則に関して（上）

2015年6月17日に改正公布された消費者保護法（以下「本法」又は「消保法」）では、用語及び定義の修正が行われ、「郵購売買（通信売買）」が「通訊交易（通信取引）」に改められた<sup>12</sup>ほか、消費者と企業の経営者間の権益のバランスを保つために、第19条第2項に、通信取引の解除権に合理的な例外事情を定めるよう行政院に授權する規定を設けた。故に通信取引において、解除権の行使に合理的な例外事情を有する場合（つまり特殊な性質の商品又はサービスに属する場合）、かつ企業の経営者が契約締結時に、消保法第19条に定める7日の解除権の期限適用を除外する旨を、書面により消費者<sup>3</sup>に告知した場合において、消費者は、当該7日の解除権<sup>4</sup>を適用することはできないということである。

行政院は、消保法第19条第2項に定める授權に基づき、「通訊交易解除権合理例外情事適用準則（通信取引解除権の合理的な例外事情適用準則）」（以下「本適用準則」）を制定發布し、本適用準則は、消保法第2条第10款及び第11款、第18款から第19-2条の規定と共に、均しく2016年1月1日より施行されている。本適用準則の詳細は、以下に記す内容及び説明を参考とされたい。

<sup>1</sup> 消保法改正前の条文第2条第10款に規定する契約締結の状態とは「消費者が商品を見ることなく、企業の経営者で行う売買」であったが、改正後は「消費者が商品又は役務を見ることのない状態で、企業の経営者と締結した契約」となった。即ち服務契約が通信取引の取引形態に含まれることを意味する。

<sup>2</sup> 消保法第2条第10款：「本法に於ける用語の定義は、以下の通りとする；10.通信取引：企業の経営者がラジオ・テレビ・電話・ファクシミリ・カタログ・新聞・雑誌・インターネット・チラシ又はその他類似の方法を用い、消費者が商品又は役務を見ることのない状態で企業の経営者と締結する契約をいう」

<sup>3</sup> 消保法第18条第1項第4款：「企業の経営者は、通信取引又は訪問取引の方式で契約を締結するとき、下記の情報を明白で容易に理解できるような文句で書面に記載し、消費者に提供しなければならない。；4.商品又は役務は、第19条第2項の規定に基づき、第19条第1項の解除権の適用を除外する。」

<sup>4</sup> 消保法第19条第1項及び第2項：「通信取引又は訪問取引の消費者は、商品の受領又は役務の提供を受けてから7日以内に、返品又は書面通知の方式で契約を解除することができ、その理由を説明する必要はなく、いかなる費用若しくは対価を負担する必要もない。但し、通信取引に合理的な例外事情を有する場合、この限りでない。」（第1項）、「前項但書でいう合理的な例外事情は、行政院で定める。」（第2項）

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
第1条	本準則は、消費者保護法（以下「本法」）第19条第2項の規定により定める。	本準則制定の根拠となる規定を示している。
第2条	<p>本法第19条第1項但書における合理的な例外事情とは、通信取引の商品又はサービスが下記のいずれかに該当するほか、企業の経営者が消費者に、本法第19条第1項の解除権適用の除外を告知している場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 腐敗しやすい、保存期限が比較的短い又は解約時に期限が過ぎている場合</li> <li>2. 消費者の要求による特注給付である場合</li> <li>3. 新聞・定期刊行物又は雑誌である場合</li> <li>4. 消費者が開封したAV商品又はPCソフトである場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者                      本法第19条第1項の本文に「通信取引の消費者は、商品の受領又は役務の提供を受けた後7日以内に、返品又は書面通知により契約を解除することができ、理由の説明をする必要はなく、いかなる費用又は対価を負担する必要もない。」と規定されているが、本条に規定する特殊な性質の商品又はサービスについては、本法第19条第1項本文の規定は適用しない。但し、消費者が民法又はその他法規の規定により主張することのできる権利は、影響を受けない。（例えば、民法第354条以下の規定により企業の経営者に物の瑕疵担保責任を主張する権利など）</li> <li>2. 企業の経営者                      企業の経営者は、本法第18条第1項第4款の規定に基づき、商品又はサービスについて本法第19条第1項の解除権の適用を除外する場合、消費者に告知する義務を有する。そのため、本条の序文に、告知義務のある合理的な例外事情の要件を掲げている。企業の経営者が告知義務を履行しない場合、消費者は、本法第19条第1項の解除権の適用を主張することができる。</li> </ol>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。